

仕 様 書

1. 業務名

堺市立学校園幼児児童生徒腎臓検査業務（Aブロック）

2. 履行場所

堺区・東区・北区・美原区の堺市立各幼稚園・小学校・中学校・高等学校・支援学校
（実施校巡回）

3. 履行期間

履行期間は、契約締結日から令和11年3月31日までとする。

4. 基本的事項

検査業務を実施するにあたっては、「学校保健安全法」、「臨床検査技師、衛生検査技師等に関する法律」その他関係法規を遵守し、常に正確な検査結果を提供すべく本仕様書並びに契約書に従い履行しなければならない。

5. 検査実施期間

毎年春季…4月中旬から6月上旬の本市が指定する日

毎年秋季…9月初旬から10月中旬の本市が指定する日（殿馬場中学校（夜間学級）のみ）

検体回収日程については各学校と調整し、本市の承認を得て決定する。

6. 担当学校一覧

別表1のとおり（学校数は統廃合により変動することがある）

7. 検査対象予定人数（予定件数は変動することがある）

令和8年度	一次検査	30,838人	二次検査	900人
-------	------	---------	------	------

令和9年度	一次検査	30,838人	二次検査	900人
-------	------	---------	------	------

令和10年度	一次検査	30,838人	二次検査	900人
--------	------	---------	------	------

8. 従事者の服務

(1) 検査業務の従事者は清潔な白衣あるいは制服等を着用し、胸には名札をつけること。

(2) 検査業務の従事者は業務上知り得た事項を他に漏らしてはならない。

(3) 検査業務の従事者は常に所在を明らかにし、連絡がとれるようにすること。

9. 廃棄物の処理

(1) 検査の実施に伴って発生する廃棄物は検査機関が責任を持って処分すること。

(2) 廃棄物の処分に要する経費は検査機関の負担とする。

10. 検査業務に係る経費の負担

検査業務用使用機材（機器、備品等）、データ処理に関する費用、衛生関係消耗品及び一般消耗品は検査機関の負担とする。

11. 個人情報等の保護

個人情報取扱特記事項を遵守するとともに、「個人情報等の保護に係る誓約書」を提出すること。

12. 検査業務内容

(1) 日程調整

① 各学校園の行事予定を考慮し、検体回収日程表（案）を作成する。

・ 1次検査、2次検査の回収は2回とする。

＊ 1次検査の2回目は1回目の翌日とする。

- * 2次検査の2回目は1回目の概ね1週間後とする。
- * 1次検査と2次検査の間隔は約10日から20日以内に設定し、女子の月経時の対応を考慮した日程とすること。
- ② 各学校園と検体回収日程表(案)の調整を行い、検体回収日程表(確定)を本市へ提出し、承認を得ること。

(2) 資材の配布

本市が提供する学校園ごとの学年・組別検査対象者名簿に基づき、検査に必要な資材を学校園に搬入する。資材は学校園毎に梱包、数量を明記し、学校園担当者と個数の確認を行うこと。

[1次検査用] クラス単位で40組になったものをクラス数と予備分を配布。

[2次検査用] 2次検査対象者数と予備分を配布。2次検査袋に学年・組・氏名・1次検査結果を印字すること。

- ① ポリエチレン採尿スポイト容器(10ml用)
- ② 採尿コップ(検尿検査専用の容器とし、衛生資材として取り扱いに留意し、ナイロン袋等で包装すること)
- ③ 尿提出容器袋(学校名・名前等の記入欄を設ける。1次検査提出用は白色、2次検査提出用は有色とする。
※劣化や破損がないか点検の上、搬入すること)
- ④ 回収用ビニール小袋(クラス数×2枚×2日間枚数)
- ⑤ 回収用ビニール大袋(収集日数以上枚数)

(3) 1次検査

- ① 対象者 堺市立学校園全幼児児童生徒
- ② 検査項目 蛋白・潜血・糖・pH
- ③ 検尿法 早朝尿で試験紙法による **dip and read** 法で行う。適正な使用方法で検査のうえ判定すること。
- ④ 採取量 10ml
- ⑤ 検体の保存条件
常温(直射日光を避け風通しのよい涼しい場所)保存の上、概ね4時間以内に分析すること。
回収時に異常尿(pH9以上・低比重・血尿や異臭などがあるもの)や尿量の著しく少ないものがあれば、学校園へ2回目の回収時に再提出することを連絡する。
- ⑥ 判定基準
 - ・尿蛋白: 試験紙法±以上で、かつスルホサリチル酸法により+以上を尿蛋白陽性とする。
ただし、全幼児については、±以上を尿蛋白陽性とする。
 - ・尿潜血: +以上を尿潜血陽性とする。
 - ・尿糖: +以上を尿糖陽性とする。
 - ※ 尿蛋白が(+++)以上かつスルホサリチル酸法(+++)以上または尿糖+以上または肉眼的血尿の場合は、アージェントの対応が必要であり、検査実施機関は至急当該校園に連絡すること。

(4) 2次検査

- ① 対象者 1次検査で陽性と判定された者(ただし、糖陽性者を除く。)
学校園より提出された追跡者名簿に記載されている者
- ② 検査項目 蛋白・潜血・糖・pH、尿蛋白・クレアチニン比
- ③ 検尿法 新鮮尿で試験紙法による **dip and read** 法で行う。適正な使用方法で検査のうえ判定すること。
 - (a) 蛋白、潜血、糖、pHの検査方法は、1次検査と同様とする。
 - (b) 尿蛋白・クレアチニン比

「データファイルレイアウト」（別表２）に基づき、CD-R等の電磁的方式により別途提出すること。

13. その他の事項

本仕様書に定めのない項目については、必要の都度、本市と検査機関で協議を行い決定するものとする。

暴力団等の排除について

1. 入札参加除外者を再委託先等とすることの禁止

- (1) 受注者は、堺市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札参加除外を受けた者又は同要綱別表に掲げる措置要件に該当する者を、再委託先並びに受注者及び再委託先の資材、原材料の購入契約その他の契約の相手方（以下「再委託先等」という。）としてはならない。
- (2) これらの事実が確認された場合、本市は受注者に対し、当該再委託先等との再委託契約等の解除を求めることができる。

2. 再委託契約等の締結について

受注者は、再委託先等との再委託契約等の締結にあたっては、契約締結時には本市の契約約款に準じた暴力団排除条項を加えることとする。

3. 誓約書の提出について

- (1) 受注者は、堺市暴力団排除条例第8条第2項に規定する暴力団員又は暴力団密接関係者でない旨の誓約書を提出しなければならない。ただし契約書の作成を省略する契約の場合、もしくは受注者が国若しくは地方公共団体その他公共団体又は本市の外郭団体である場合はこの限りでない。
- (2) 受注者は、再委託先等がある場合には、これらの者から堺市暴力団排除条例第8条第2項に規定する暴力団員又は暴力団密接関係者でない旨の誓約書を徴して、本市へ提出しなければならない。
- (3) 受注者及び再委託先等が当該誓約書を提出しない場合は、入札参加停止を行うものとする。

4. 不当介入に対する措置

- (1) 受注者は、この契約の履行にあたり、暴力団員又は暴力団密接関係者から、暴力団を利用することとなるような社会通念上不当な要求又は契約の適正な履行を妨げる行為（以下「不当介入」という。）を受けたときは、直ちに本市に報告し、警察に届け出なければならない。
- (2) 受注者は、再委託先等が暴力団員又は暴力団密接関係者から不当介入を受けたときは、直ちに本市に報告し、当該再委託先等に対して、警察に届け出るよう指導しなければならない。
- (3) 本市は、受注者が本市に対し、(1) 及び (2) に定める報告をしなかったときは、堺市暴力団排除条例に基づく公表及び入札参加停止を行うことができる。
- (4) 本市は、受注者又は再委託先等が不当介入を受けたことによりこの契約の履行について遅延等が発生するおそれがあると認めるときは、受注者が(1) に定める報告及び届け出又は(2) に定める報告及び指導を行った場合に限り、必要に応じて履行期間の延長等の措置をとるものとする。